

# 日弁連の課題

～声なき風の声を紡ぐ～

2021年（令和3年）11月19日

弁護士 武本夕香子

# 目 次

## 第1 はじめに

## 第2 日弁連の課題

1. 会員の意見集約のあり方 ～声なき風の声を紡ぐ～
2. 業務拡大と非弁取締り
3. 民事法律扶助・LAC報酬の増額問題
4. 給費制の完全復活と谷間世代の救済
5. 会費減額
6. 委員会活性化問題
7. 裁判のIT化問題
8. 若手支援活動
9. 裁判員裁判制度
10. 捜査の可視化問題
11. 被疑者国選・被告人国選の報酬低額問題
12. 男女共同参画の推進
13. 災害対策・被災者支援の拡充
14. 法曹一元
15. 法曹人口問題
16. 法科大学院制度
17. 司法予算の増大
18. 総合法律支援法の問題
19. 弁護士自治

## 第3 終わりに

## 第1 はじめに

この度、私は兵庫県弁護士会から近畿弁護士会連合会に推薦される令和4年度の日本弁護士連合会（以下、「日弁連」と言います。）副会長候補者に立候補することを決意致しました。

私は、人が好きで、困った人を見ると思わず助けたいという性分から弁護士を目指すようになりました。そして、平成8年4月に弁護士となることができ、数年が経過し、「やっとこれから自分の知識と経験を活かして人助けができるようになる」と思えるようになった頃、司法改革が叫ばれるようになりました。

そして、2000年11月1日に日弁連臨時総会で司法試験合格者数3000人の決議が可決されてから既に20年以上が経過しました。

弁護士のあり方は、一変しました。仕事内容のみならず、それぞれの弁護士を取り巻く環境や境遇は多様性を増し、弁護士の考え方見方も一枚岩とはいけなくなりました。弁護士の不祥事も増え、弁護士登録の抹消者数も増えました。弁護士の収入も半減しました。

弁護士が生き生きと活動できない社会に民主主義社会の未来は望めません。

弁護士が、その使命を果たすためには、弁護士の環境、弁護士の経済的基盤も最低限整える必要があります。なぜなら、弁護士が自身や家族の人権さえ守れないようになってしまったのでは、他者の人権を守る余裕がなくなるからです。

私は、司法改革の結果生じた様々な歪みを解消するべく、全国の多様な会員の意見をできる限り掬い上げ日弁連に届けることで、司法制度を、そして、日弁連をより良いものにしていきたいと思っています。

以下は、日弁連副会長候補者に立候補するに際しての私の思いを皆様にとって戴きたく本政策冊子にしたためました。

考えの至らぬ部分、不備等々多々あるかと思っておりますので、本政策冊子に対する忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。

## 第2 日弁連の課題

### 1. 会員の意見集約のあり方 ～声なき風を紡ぐ～

2021年9月1日現在で、4万3104人（うち女性8,352名）の弁護士が活動しており、日弁連が多様化した会員の意見をいかに集約していくかは年々困難となっています。

日弁連は、毎月、日弁連理事会、各委員会、総会等を通じて情報開示及び会員の意見を組み上げていますが、残念ながら、それだけでは十分とは言えません。ZO

OMやSNS等を積極的に活用した情報開示と意見集約等を図る必要があろうかと思えます。

例えば、WEB総会開催或いはZOOM等を利用した会員との意見交換等です。

日弁連は、令和3年6月11日の定期総会において、会員が各弁護士会館で傍聴できるWEB総会を開催しました。これは、投票や意見表明までWEB上で行える参加型総会への大きな一歩を踏み出したと言え高く評価できます。

私は、「日弁連WEB開催実現提言の会」に入っており、最終的には、会員が質疑応答・意見陳述及び投票までWEBを通じて行う「参加型」WEB総会が開催できるよう株主総会の実例をもとに検討しているところです。

日弁連の役員が率先してZOOM等による意見交換会等を開催しても良いのではないかと思います。

## 2. 業務拡大と非弁取締り

業務拡大としては、①非弁取締活動の強化と②業務支援、そして、③弁護士業務の広報が重要だと思います。

### (1) 非弁取締活動の強化について

業務拡大の解決策としては、他土業・信託銀行・事件屋等々に取り込まれた弁護士業務を弁護士の手に取り戻すことが一番の、そして、まず初めに行うべき業務拡大の方途だと思います。

弁護士が増えたのに、非弁活動は益々盛んになっており、弁護士が行うべき業務が他者に奪われているのが実情です。

非弁取締活動の強化は、弁護士の業務拡大の問題であると同時に人権問題でもあります。弁護士でない者が法的知識や専門的な教育を受けることなく法律業務を行うことにより市民の人権が侵害されかねないからです。

非弁取締を強化するためには、委員会で非弁取締Gメン的な活動をしている弁護士にある程度の対価や報酬を支払う必要があると思います。

### (2) 業務支援について

コンサルティング分野、包括外部監査等に関しても弁護士の業務拡大を図るべき分野はあるはずです。弁護士が本来的業務にとらわれずに他の分野でも活躍すべきならば、弁護士が広く他の資格を取得できるよう弁護士会が支援してはどうかと思います。

例えば、中小企業診断士やファイナンシャルプランナー、簿記等といった資格を個人的にとっておられる方もおられますが、弁護士会でこのような業務について講師を呼び、研修を行うことがひいては業務拡大にもつながると思います。

また、本来的業務についても弁護士会の支援が必要です。日弁連が会員に対して

判例検索支援、IT化支援、その他法律改正問題（執行法等の改正）や23条照会の権限強化を図り、本来的業務をし易くすることで、弁護士の業務の効率性を高めることも業務拡大につながると思います。

### (3) 弁護士業務の広報について

「遺言書の作成が弁護士の仕事とは思いませんでした。」と言われる市民の方は多いです。これは、やはり弁護士がどのようなことを業務として行っているのかについての社会への広報が不足しているのではないかと思います。

広報のあり方は、日々変化しています。弁護士業務の広報については、やはり若い弁護士にアイデアを広く募集して行うのが一番なのではないでしょうか。この点、「弁護士会が積極的に広報活動を行うと会員個人の広報の妨げになる」とのご意見もありますので、慎重に検討する必要があります。ただ、全体として他土業等に弁護士業務が流れないように弁護士会全体で多額の費用が掛からないSNS等を利用するなどして上手に広報できると思います。

## 3. 民事法律扶助・LAC報酬の増額問題

会員にご意見を伺うと、

「法テラスの事件は困難案件が多いのに報酬が低すぎる。」

「国選報酬も低い。」

とのご意見が圧倒的に多いです。

「LACの報酬が低い。」とのご意見も頂戴します。

経済的に大変な方々を救うための民事法律扶助ですが、法テラスの報酬はあまりにも低く、しかも、弁護士側に報告書や上申書作成等、多くの負担がかかっているのが現状です。

民事法律扶助事件については、弁護士に支払う報酬を増額すべきです。他方、経済的に恵まれない方々が確実に救われるように給付制にすべきであると思います。また、弁護士の負担を少なくすべく、法テラスへの報告書や上申書作成等の簡素化や効率化を促進させるべきだと思います。

民事法律扶助事件の報酬増額のためには、日本司法支援センター、法務省や財務省との折衝が非常に重要です。これまでも日弁連は努力をしてきたと思いますが、これからは、市民やマスコミ等社会に対して訴えることも行っていくべきだと思います。

LAC事件についても、事案により報酬が非常に低額となる場合があり、これまでも日弁連が報酬増額交渉を行ってきたかとは思いますが、今後も引き続きLAC事件の報酬基準改訂へのたゆまぬ努力が必要かと思っています。

#### 4. 給費制の完全復活と谷間世代の救済

##### (1) 給費制の完全復活

法曹養成は、社会の人的インフラ整備の問題です。釈迦に説法で恐縮ですが、三権分立において立法や行政で零れ落ちた人権、特に社会的・経済的・政治的弱者の人権を擁護し、社会正義の実現をはかれるのは司法のみです。

その意味で弁護士が社会生活上の医師であるとするならば、医師臨床研修制度<sup>1</sup>と同様に法曹養成制度に国費が十分に投入されるべきです。

司法修習生は、まだ法曹資格を取得する前の段階であり、研修医と必ずしも同等と言えるわけではありませんが、医師の場合は、国家試験合格後2年間は月30万円程度の給与を得ながら研修医として勤務しています。そして、この研修医の給与の原資は国庫から支出されています。

同様に、司法修習生に対しても少なくとも司法改革以前と同程度の給与を支給し、準公務員としての身分を与えるべきです。

##### (2) 谷間世代の救済

65期から70期までの貸与世代、いわゆる「谷間世代」に対する手当を考えなければなりません。本来は、国が責任を持って谷間世代の不平等を是正すべきですが、国による救済を待っていたのでは時間が足りません。もうすでに貸与世代の返済期限が来ているからです。日弁連では、「谷間世代」の弁護士に対して、受給要件を満たす申請者には金20万円を支給する日弁連給付金制度と「若手チャレンジ基金」制度を設けています。「若手チャレンジ基金」制度は、公益的活動や研修・学習等の活動ないし先進的な取組等をしているとの要件に当てはまるか否かで不公正も生じ得ますし、特別の労力等負担が必要となり、ハードルが高いと思います。

谷間世代救済のためには、国会議員への陳情、院内集会の開催のみならず、予算獲得のため財務省との折衝が何より必要だと思います。

#### 5. 会費減額

弁護士会の会費は、他士業に比べて非常に高い金額となっています。

弁護士自治を堅持するためには、ある程度の負担はやむを得ないのですが、これだけ弁護士数が増え、収入が半減し、今後も弁護士の数が急激に増え、収入の減少傾向に歯止めがかけられない以上、会費減額は必須だと思います。

日弁連は、2016年に弁護士会員の一般会費を月額金1万4000円から月

---

<sup>1</sup> 医師臨床研修制度においては、国から直接研修医に給与が支給されるのではなく、研修先医療機関に対し、研修医に対する研修を実施し、給与を支給するために補助金が支給されている。

額金1万2400円へ減額しました。そして、2021年12月3日の日弁連総会で弁護士会員の一般会費を月額金1万2400円から金1万200円に減額する議案が審議される予定となっています。

しかしながら、まだまだ弁護士会の会費は高額に過ぎると言えます。

重要な政策には、必要な支出を行いつつ、然るべき支出を削る努力を怠らないようにすべきだと思います。例えば、人権大会の懇親会等の高額な負担は避ける、できる限りZOOM等を積極的に利用することで交通費等を節約する、或いは、嘱託弁護士等の削減等人件費を見直す、といったことが考えられると思います。

## 6. 委員会活性化問題

日弁連が当該分野に興味のある会員を積極的に登用することで日弁連の委員会活動の活性化につながると思います。現在でも日弁連はある程度行っていますが、委員会活動をホームページ上で逐次情報公開することで、会員に日弁連の委員会活動に興味を持ってもらうのが良いと思います。そして、委員会に参加を希望される方がいたら、任期途中であったとしても積極的に委員に選任してはどうかと思います。

日弁連の委員会は、以前からテレビ会議等の導入で丸一日潰さなくても、委員会に参加できるようになっており、意欲ある会員が活躍しやすいようになっています。

私は、こうしたリモート会議をさらに拡大すべきだと思います。

## 7. 裁判のIT化問題

### (1) 民事裁判のIT化問題

2020年2月3日、現行法の下で、特定庁において裁判手続の一部である争点整理手続におけるウェブ会議の利用が開始され、その後、他の裁判所でもその利用が広がりつつあります。

そして、現在、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会（以下、「法制審議会」と言います。）で、裁判手続等の全面的IT化に向けての要綱案取りまとめについて検討がなされ、2022年中の法改正を実現すべく引き続き要綱の成案を得るための検討が続けられています。また、最高裁では、現在ファクシミリによって提出可能な準備書面等を電子データによって提出することを可能とするシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints（ミンツ）」）を開発中で、2022年2月頃から一部地裁で試行的に運用が開始されることが予定されています。

この裁判のIT化問題は、コロナ禍が実現に向けての追い風となっており、急速に進むことは間違いないと思います。

ただし、会員の中には、パソコンやITの苦手な会員が存在します。さらには、市民の裁判を受ける権利の支障とならないよう、特に、高齢者や障がい者の裁判を受ける権利が阻害されないような制度設計が行われるかに注意が必要です。

また、裁判のIT化が進むことで支部の統廃合等が加速しないかにも注意すべきです。

日弁連としては、現在も行っていますが、どのような方向で裁判のIT化が進められているのか等の情報を会員に対し広く提供するとともに、会員に対するIT化についての技術的な支援をしていくことが求められると思います。

## (2) 刑事手続きにおけるIT化問題

刑事手続きにおいてもIT化の議論がなされているようです。しかし、IT技術の駆使による捜査手法や令状請求手続き等捜査側に都合の良い議論及び技術の方が先行しているように見えます。

弁護人による被疑者・被告人とのリモート接見やITによる証拠開示・保釈請求、或いは、控訴・準抗告等の申立てについての議論や方法論は後回しにされているようです。

被疑者・被告人の権利擁護のため、適正な刑事手続きを保証するためにも、日弁連が率先して弁護権の拡充や保障を厚くする方向でのIT化を実現する必要があると思います。

## 8. 若手支援活動

### (1) 若手会員向け勉強会

最近は、就職難がかなり解消されたと聞いています。しかしながら、ミスマッチが多いせいか、一旦就職しても短期間で事務所を変わる会員、企業内弁護士になる会員、逆に企業内弁護士から独立する若手会員の数も増えているようです。

これまでは、若手弁護士は、先輩弁護士から弁護士業務、弁護士倫理、独立のノウハウ、税務申告の方法や所得保証等について口頭で教えてもらうことで対応してきました。

しかしながら、今は、弁護士数の激増に伴い、人間的なつながりが希薄化し、これまでのような情報収集は、困難となりつつあります。

弁護士会がオン・ザ・ジョブトレーニングを提供することは難しいですが、研修会を開催することは可能です。弁護士会は、業務に関わる研修会だけでなく、税務申告、独立のノウハウ、個人年金や保険等といった勉強会を積極的、かつ、体系的に実施することで若手支援を強化すべきだと思います。

### (2) マッチング活動

高齢などで廃業を考えている弁護士と若手弁護士とをマッチングさせることが

できたらよいと思っています。

若手弁護士からすれば、事務所の備品等初期投資がかなり節約できますし、廃業を考えている弁護士としても備品や事務所の内装をそのまま使ってもらえたら、原状回復費用を節約できるからです。

具体的なマッチングの方法等様々な問題があるかとは思いますが、弁護士会が情報集約や双方の引き合わせ等行っていければと思います。

## 9. 裁判員裁判制度

裁判員裁判制度の抱える一番の問題は、同制度が「裁判員裁判制度のための制度」であるということです。

身柄拘束期間も裁判員裁判導入後に短くなっているわけではありません。

また、裁判員裁判に限るものではありませんが、公判前整理手続きは、裁判の公開原則及び起訴状一本主義に反する問題ある制度だと思っています。

このように、裁判員裁判制度は、様々な問題を抱えてはいますが、同制度が始まってから既に約12年が経過し、それなりに定着し、会員のノウハウもかなり蓄積向上しているように拝察されます。

ただ、裁判員裁判のプレゼンテーションの訓練等を組織的に行っている検察官と弁護士とでは、裁判員裁判にかけられる時間や労力及び技術内容は格差があります。

日弁連は、今後とも研修等を通じた裁判員裁判における弁護人のノウハウの蓄積や共有化を図るだけでなく、弁護士が刑事弁護に注力できるよう弁護人の報酬引き上げについても国会議員への陳情、財務省等との折衝を今後とも力を入れていくべきだと思います。

## 10. 捜査の可視化問題

捜査の可視化問題は、全面可視化（全過程可視化）を実現しなければ意味がありません。一部のみの可視化では、記録されていない捜査手続きで自白強要が行われ得るからです。しかも、ビデオ録画であることが必要です。視覚的効果は絶大なものがありますし、実際のところ、録音のみを後から検証したとしても、捜査段階で何が行われたのかは、よく分かりません。全過程録画による捜査機関に対する抑止力は絶大なものがあると思います。

他方、弁護人が全ての録画に目を通すのには膨大な時間を要します。重大事件や否認事件で弁護人が録画内容を見落とすことは許されません。さらに、弁護士会が要求しているような捜査の立会い等が認められるようになれば、弁護人の負担はより重くなることが予想されますので、被疑者・被告人の人権保障のためにも国選

報酬を大幅に引き上げる等の予算措置の必要性は喫緊の課題です。

#### 1 1. 被疑者国選・被告人国選の報酬低額問題

弁護士が時間と労力をかけて、被疑者・被告人の人権を十分擁護すべく活動するためには、弁護人の報酬増額は必須です。

更には、捜査の全面可視化や取調べに対する弁護人の立会いが認められれば、国選報酬問題が益々深刻化してくるのは確実です。

日弁連は、これまでも弁護人の報酬増額問題について取り組んできましたが、弁護人が十分な弁護活動を行い得るよう、引き続き国選報酬の増額活動をこれまで以上に活発に行うべきだと思います。

日弁連が財務省と報酬問題について闘うためには、報酬が低額で問題となった事例を全国から数多く集積して法務省や財務省に提示する必要があります。そのためには日弁連の報酬増額に向けた活動を会員に広く情報提供するとともに会員からの報酬が低額で問題となった事例の情報収集を容易に行われ得るよう工夫し、情報集約窓口を設置して情報を一元的に集める必要があります。

同時に、被疑者・被告人の人権擁護のための手続き保証のために多額の費用を要すること、刑事弁護人がいかに大変であるかについての理解を求めべく、国会議員への陳情、財務省との折衝のみならず、市民に理解を求めることが必要不可欠だと思います。

#### 1 2. 男女共同参画の推進

弁護士会内の男女共同参画を推進すべきだと思います。

私は、女性の日弁連副会長を増やすためにもクオータ制以外で日弁連副会長になる道がある場合には、そちらを優先して立候補してきました。

弁護士会内における男女共同参画を推進するためには、女性会員に立候補を促すだけでは持続可能性に乏しいと思います。女性会員が役員や理事になりやすいような環境整備（ウェブの活用や経済的支援等）が大切だと思います。

#### 1 3. 災害対策・被災者支援の拡充

もともと日弁連内で災害対策委員会が設置されたのは、兵庫県弁護士会の会員による涙ぐましい働きかけによるものでした。同委員会設置後も、当会の会員が委員長を務め、全国的なメーリングリストを創設・運営する等々災害対策・被災者支援の分野で先進的な取り組みを行い、全国の活動をけん引してきたと言っても過言ではありません。

日弁連においても当会の活動を見習い、行政との連携を深め、今後共全国的な災害対策・被災者支援を全面的にバックアップしていく必要があると思います。

#### 14. 法曹一元

本来、司法改革で一番必要だったのは、法曹一元でした。裁判手続きにおいては、最終判断者である裁判官の資質が一番問題となるからです。

ところが、法曹一元は、非常勤裁判官や任期付き常勤裁判官等の増員でお茶を濁され、日弁連内で法曹一元が議論されることはほとんどなくなりました。

他方、岡口基一裁判官の例をみるまでもなく、裁判官の言論統制等は、以前よりも厳しくなっているように見えます。

法曹一元化は、今一度原点に立ち返り、ごく少数の裁判官に弁護士経験があるなどと言った中途半端なものではなく、完全法曹一元、すなわち、全裁判官が一定年数の弁護士経験者でなければならないという制度にする必要があると思います。

#### 15. 法曹人口問題

2010年3月23日、兵庫県弁護士会は、「司法試験合格者を年間3000人程度にするとの政策について直ちに見直し、司法試験合格者を段階的に年間1000人程度とする」旨の臨時総会決議、いわゆる「1000人決議」を可決しました。

日弁連は、2012年3月15日、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処」すべきとの「法曹人口政策に関する提言」を出しました。

そして、現在、日弁連は、「司法試験合格者数1500人」からの「更なる減員を提言しない」旨の意見書を作成し、全国の単位会に意見照会しています。年間司法試験合格者数1500人を続ければ、弁護士総数は2051年に6万3879人に達し、数年後6万人前後で自然減と自然増が均衡します。果たして6万人の弁護士数を支える法曹需要はあるのでしょうか。

昨年の司法試験合格者数は1450人、2021年度の司法試験合格者数は1421人と司法試験委員会は年間司法試験合格者数1500人の閣議決定を暫時逡巡させようとしています。

弁護士需要に応じた数の弁護士数を生み出すのでなければ、どうしても歪みが出てしまうと思います。弁護士が真面目にやっついさえすれば、何とか事務所経営ができ、そして、自分の好きなプロボノ活動ができるような社会になるよう努力していきたいと思います。

法曹需要の拡大について多くを望めないことは、すでに送付させて戴いた「弁護士需要の検討について」と題する書面に詳しく記載しておりますので、是非お

目通しいただければ幸いです。

#### 16. 法科大学院制度

法科大学院は、経済的格差・学歴格差を法曹試験に持ちこむものです。法科大学院に入るためには、多額の入学金や学費に加え生活費が必要になります。奨学金制度もありますが、全員が受けられるわけではありません。また、法科大学院の通学圏内に住む必要があるため転居費及び生活費まで必要になる場合もあります。法科大学院は、あくまでも『大学院』なので、大学卒業資格がなければ進学できません。法科大学院の合格率が大学の至上命令となっているので、人もお金も法科大学院に集中されており、学部の空洞化も目立っています。

法科大学院制度が導入されてから、法科大学院入学者数は減少の一途を辿っています。法科大学院の入学者と軌を一にするかのごとく、法曹志願者も減少し続け、司法試験出願者総数は、2003年のピーク時には5万人を超えていましたが、2021年には13分の1以下の3754人にまで減少しました。

このように法曹志願者が減少し続けているのは由々しき問題であり、法曹養成制度については、一度早急に抜本的な見直しが必要であると思います。

#### 17. 司法予算の増大

司法が国民の負託に応じるための司法予算は未だ到底必要なレベルには達していません。そのしわ寄せが民事法律扶助事件及び国選事件における弁護士の低額な報酬に表れているのではないのでしょうか。

従って、日弁連としては、司法予算の増大を求めるのは当然のことと言えます。

我が国の国家予算は、近年、年間約97兆円程度ですが、そのうち裁判所関連の予算（司法予算）は、約3200億円で過ぎません。国家予算の0.33%程度に過ぎないのです。昭和25年から平成13年に掛けて、司法予算が1%を超えたことは一度としてなく、しかも、昭和30年代当時、司法予算が国家予算に占める割合は、0.8%~0.9%だったのですから、司法予算は実質的には3分の1程度に減らされてきたといっても過言ではありません。そして、2000年の司法改革が始まって以降の司法予算の国家予算に占める割合も横ばい乃至漸減しています。

諸外国との比較を見ても我が国の司法予算の低廉は際だっています。

訴訟手数料も一向に下がる気配がありません。また、検察官や裁判官を増やす様子もありません。また、司法過疎地域における簡易裁判所の統廃合も暫時進められ、昭和63年5月頃以降、100庁以上が統廃合されるなどして、昭和42年には575庁あった簡易裁判所が平成8年12月31日には、438庁に減少しました。それと並行して次々に法改正されて管轄が中央に集められています。

「司法へのアクセス拡充」「市民のための司法改革」というのがいかにお題目に

過ぎないか明らかです。

日弁連は、司法予算の増大を求める宣言を行いました。

しかし、司法制度改革審議会においても規制改革会議においてもマスコミにおいても、「全く」といってよいほど司法予算の問題について検討されていません。

司法予算の問題は、税金の適正配分の問題です。勿論、第一次的に配分されるべきは、医療と福祉でしょうが、道路特定財源<sup>2</sup>のわずか5%で、現在の司法予算と同額に達するのです。

司法予算増大の問題について批判と意見を言えるのは、日弁連のみです。

国家予算の問題は、市民の「裁判を受ける権利」の実質的な担保の問題なので、日弁連が正々堂々と世間に対して訴えるべきだと思います。

「司法予算の拡充無くして司法改革なし」と言っても過言ではなく、弁護士制度の根幹をなす弁護士の自主・独立性の前提条件たる経済的基盤の安定は社会にとっても不可欠なはずで、日弁連は、批判に臆することなく司法予算の増大を求めていくべきだと思います。

## 1 8. 総合法律支援法の問題

総合法律支援法は、きわめて問題であることを指摘しなければなりません。

まず第1に、法務大臣が法テラスに強い監督権限を持つ点です。

理事長及び監事の任命権限（総合法律支援法第20条1項、同24条1項、2項）及び解任権限（同法第26条1項乃至3項）は法務大臣が持ちます。

第2の問題点は、法務大臣の監督権限及び最高裁の関与が規定されているのに比べて日弁連の関与の低さが際だっていることです。

日弁連は、国選弁護人契約弁護士の採用に関する権限がなく、個別事件における国選弁護人の選任に関与する権限さえも与えられていません。それどころか、日弁連、単位会及び個々の弁護士には、最高裁や法務省には負わされていない責務規定が支援義務や協力義務として規定されています（同法第10条1項乃至3項）。

第3の問題点として、法テラスは、財政面から弁護士制度、すなわち、弁護士自治を破滅させる危険性を孕んだ制度だということです。

法テラスは、国選弁護人の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受け、その契約約款に報酬基準を記載することになっています。民事法律扶助についても法テラスが業務方法書を作成することとなっており（法務大臣の認可が必要）、そこに、報酬基準が定められることになっています（同法第34条）。国選事件や民事扶助事件の報酬及び費用の算定に当たり

---

<sup>2</sup> 国・地方あわせて道路特定財源の税収は約7兆円近い金額に上る。

必要な事項が法務省令で定められます。そして、報酬基準を暫時減少させていけば、在野弁護士を簡単に排除することができます。

実際、法テラスになってから、刑事事件も民事事件も報酬基準が一部下げられました。そして、法テラスの適用範囲（資力要件）を緩和すれば、ただでさえ、弁護士数の急増で弁護士一人あたりが受任する事件が減るのに、更に法テラスによる低額な報酬での仕事を強要され<sup>3</sup>、弁護士自治の基礎をなす最低限の経済的基盤が失われることになりかねません。

法務省に報酬決定権がゆだねられることにより、公的刑事弁護の自主・独立性の侵蝕や被疑者・被告人への適正手続き保証の形骸化を招きかねず、弁護士制度・弁護士自治を破壊しかねない総合法律支援法については抜本的な改正が必要だと思えます。

## 19. 弁護士自治

大変残念なことではありますが、弁護士自治も瀕死の重傷を負っていると評価せざるを得ません。

まず、弁護士数だけが激増させられ、弁護士間格差が広がりました。また、弁護士間の共通の基盤・共通の認識が失われつつあります。

そのため、弁護士会が一丸となって公権力と対峙することが困難となってきているように思われます。

また、弁護士が経済的貧困を極め、家族さえ養えないような状況に陥った場合、個々の弁護士が公権力と対峙する余裕も失われます。

弁護士法第72条の形骸化や日本司法支援センターの設立も弁護士自治の危機に拍車をかけています。

実際、日弁連の内側から弁護士自治が既に崩壊の危機に瀕していることは年次改革要望書において日本からアメリカへの中間報告に再三記載されています。例えば、2004年の中間報告には、「法務省は、日弁連が改正外弁法の基本的な理念及び解釈に即した会規・会則を制定するよう、日弁連との協議を通じて、改正外弁法についての正しい理解と会内での関連手続きにおける適切な取扱を促すための努力を行ってきた。」<sup>4</sup>と報告され、2005年の中間報告でも「法務省は、日弁連の会則及び会規が法務省の見解と矛盾しないよう、必要に応じ、その会規・会則

---

<sup>3</sup> アメリカや韓国のように弁護士の社会的信頼が失墜した後、世間に溢れかえる弁護士の中から、自分の眼力だけで弁護士を選ぶことは事実上不可能で、最終的には、支援センターという公的な信頼に頼らざるを得なくなるでしょう。

<sup>4</sup> 拙稿「資料；年次改革要望書」第20頁参照

の適切な運用について日弁連と協議する。」<sup>5</sup>と報告されています。これら記載は、法務省が日弁連に圧力を加え、日弁連が法務省に従ってきた可能性があることを示しているように見えます。

弁護士自治は、弁護士制度の根幹をなす非常に重要なもので、弁護士が社会正義を実現するため、少数者の人権擁護のため必須のものです。

可及的速やかに弁護士自治を取り戻さなければなりません。

### 第3 終わりに

私達弁護士会が関わるべき問題は多岐に亘り、また、私達の検討を拒むかの如きスピードで社会が変化しようとしています。私達弁護士は、その波に今まさに飲み込まれ、弁護士制度自体が風前の灯火のような状況に陥ろうとしています。

しかしながら、日弁連内には4万人を超える弁護士が存在します。その弁護士の皆様のご意見を日弁連内に取り入れ、叡智を結集して様々な問題に取り組み、必ずや未来は開けると信じています。

日弁連副会長の職は、日弁連会長を補佐するのが役目です。幸運にも副会長に推挙していただけるのであれば、皆様から頂戴したご意見や発想を可能な限り日弁連にお届けし、与えられた持ち場において最大限の力を出し尽くし、日弁連の会務に邁進し、全力で日弁連会長を補佐したいと思っております。

そして、より深くて適確な弁護士会のあり方を見据え、司法制度及び日弁連をよりよくすべく皆様と共に行動していければと思っております。

以上

---

<sup>5</sup> 同第22頁参照